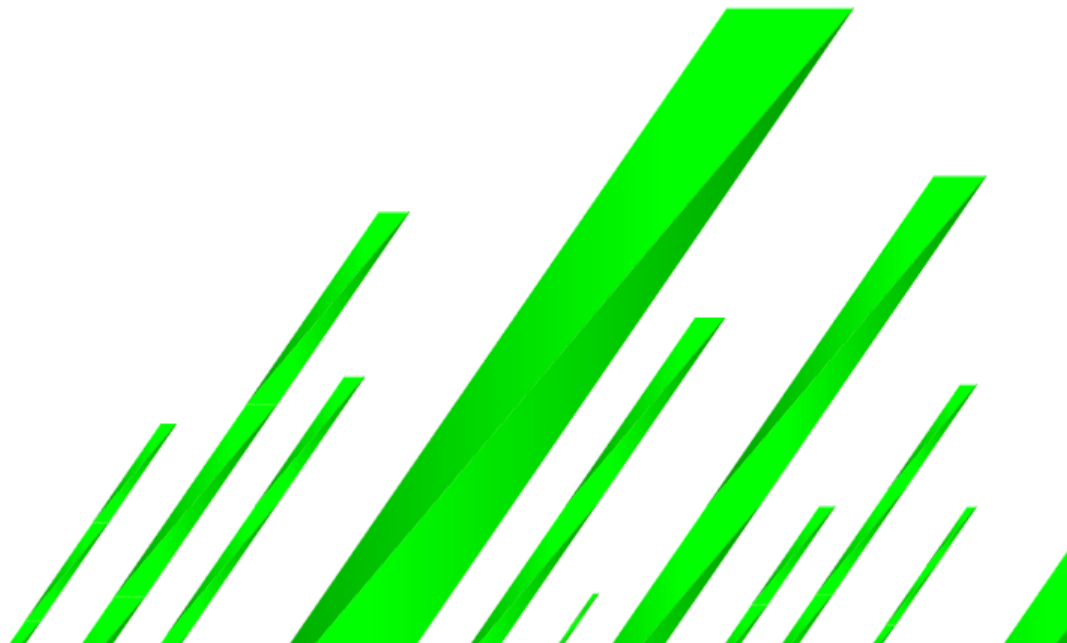


GXリーグ活動概要

～What is the GX League～

2023年2月14日

環境経済室長 梶川 文博



これまでの歩み

- ◆2020年
 - 10月 2050年カーボンニュートラル宣言
 - 12月 グリーン成長戦略
→ 「成長に資するカーボンプライシングの検討」 指示あり
- ◆2021年
 - 2月 経産省研究会で議論開始
「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」
 - 8月 中間整理
→ カーボンクレジット市場の創設と CNトップリーグ構想（仮称） を提言
 - 12月 研究会として「GXリーグ基本構想案」を提言
- ◆2022年
 - 2月 「GXリーグ基本構想」発表（→ 440社からの賛同）
 - 6月 2022年度の活動（準備期間）キックオフ
→ 「未来像」とルールメイキングWGを順次開始
 - 7月 官邸→「GX実行会議」設置
 - 9月 GXETS議論開始
 - 12月 官邸→「成長志向型CP構想」含めた「GX基本方針」とりまとめ
- ◆2023年
 - 2月10日 「GX基本方針」と「GX推進法案」を閣議決定
 - 4月以降 「GXリーグ」本格的な活動を開始

G X リーグの概要

- GXリーグは、**カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する枠組み**。日本のCO2排出量の4割以上を占める企業（679社）が賛同表明。
- 昨年の基本構想では、下記の3つを目指すべき柱として提示。

<GXリーグ基本構想における記載（「何を目指すか」）>

① 企業が世界に貢献するためのリーダーシップのあり方を示す。

- これまで : 欧州中心のイニシアチブが世界に普及
- 今後必要な議論: 生活者視点でのカーボンニュートラルに向けた未来像を踏まえ、GX実践企業のリーダーシップ(行動指針)を議論

② GXとイノベーションを両立し、いち早く移行の挑戦・実践をした者が、生活者に選ばれ、適切に「儲ける」構造を作る。

- これまで : 炭素削減価値を表示する手段が限定的・未整備
グリーン商品が選定される市場が存在しない。
- 今後必要な議論: 新たな市場創造のための官民でのルールメイキング(表示ルール、グリーン商品の調達の推進 等)

③ 企業のGX投資が、金融市場、労働市場、市民社会から、応援される仕組みを作る。

- これまで : 削減目標の野心度、排出量の多寡で評価
- 今後必要な議論: 上記に加えて、移行努力、削減貢献、GX投資も評価可能な仕掛けを議論

GXリーグにおける活動概要

- 参画企業のリーダーシップを持った参加を通じて、カーボンニュートラルに向けた社会構造変革のための価値を提供することを目指します。



- 参画企業が自ら目標を掲げて、GX投資とGHG削減及び社会に対しての開示を実践する場です。



- 将来のビジネス機会を踏まえ、新市場創造に向けて官と民でルール形成を行う場です。
- テーマ別に設定するルールワーキング・グループ (WG) では、ルール設計から、実証、さらには世界に向けた発信等を行っていくことを目指します。



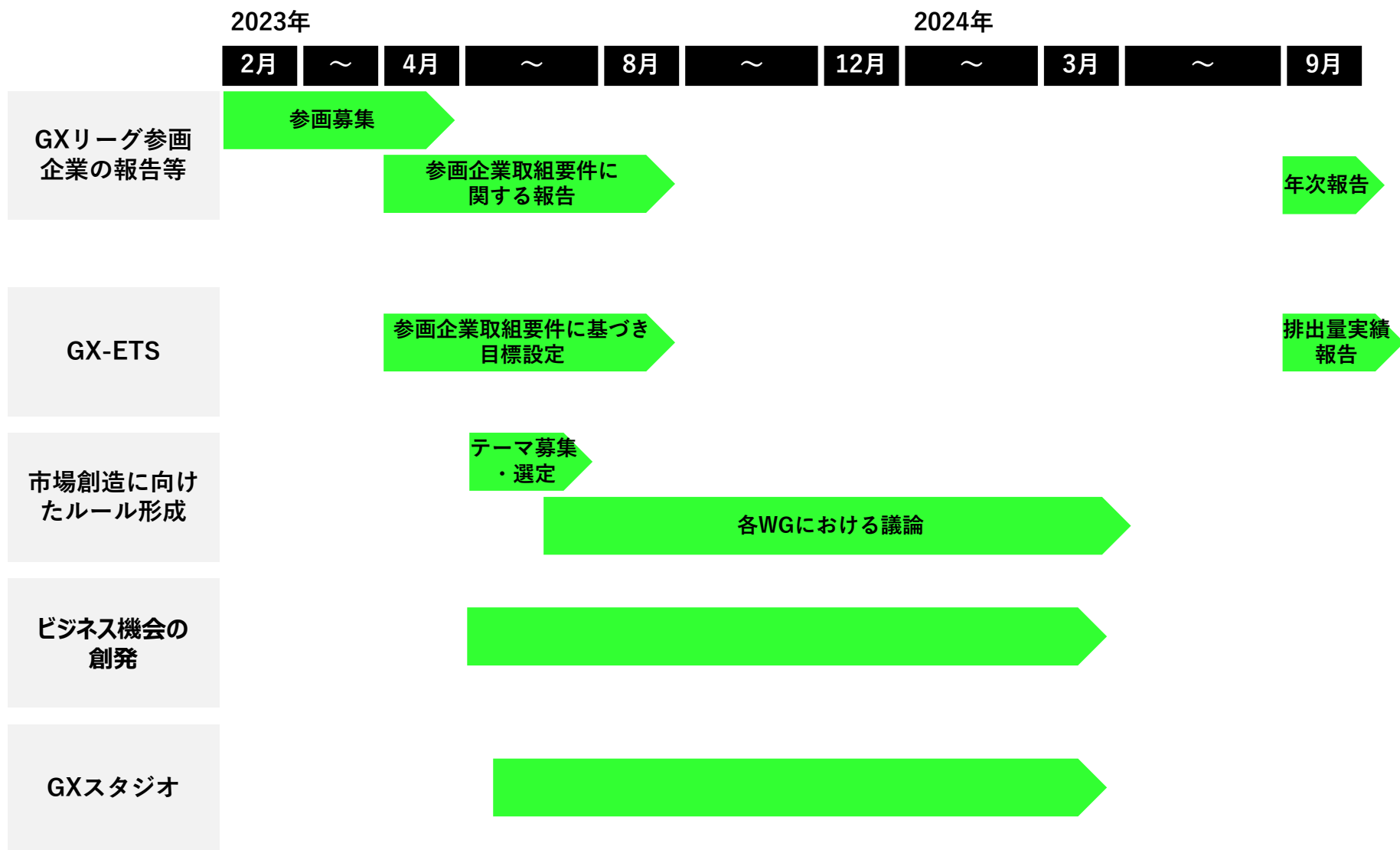
- 2050CNが実現した未来の経済社会システムを「ビジネス機会」として描き、官民ルールメイキングや賛同企業の中長期の経営戦略・事業開発・研究テーマ開発などへの活用を目指し、業種を超えた対話を行います。



- 2050年CNを実現するための連携や創発、共創を推進するための、特に自由な「交流」の場です。
- 気候変動対応に関する企業の関心事項や実務上の課題について、ディスカッションや情報交換を行います。

GXリーグ参画企業がリーダーシップを持って参加

2023年度のスケジュール



脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。

（2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。

② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。

（4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
（GX推進機構の業務）
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）

（5）進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。